

新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第31号

新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る申請書等の様式）

第6条 法及び省令の規定により、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関し、市長に提出する申請書及び届出の様式は、別に定める。

第7条から第12条までを削り、第13条を第7条とする。

別記様式第1号から別記様式第9号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の新潟市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。